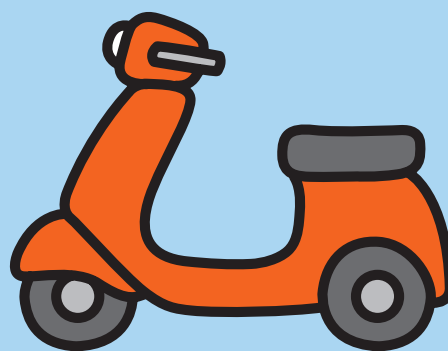
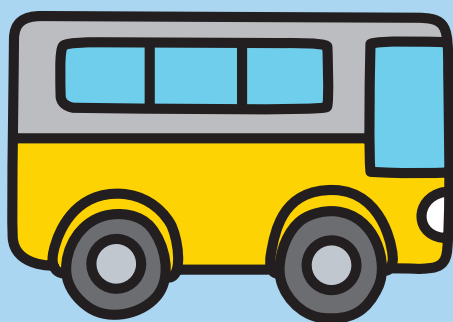
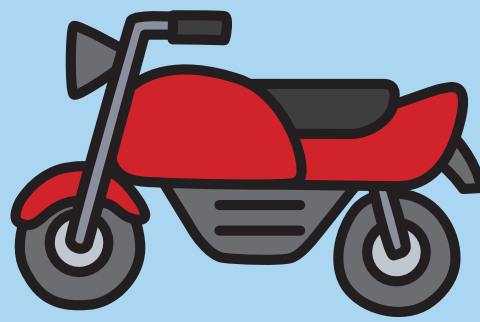
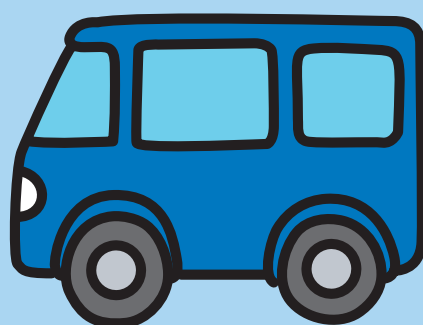
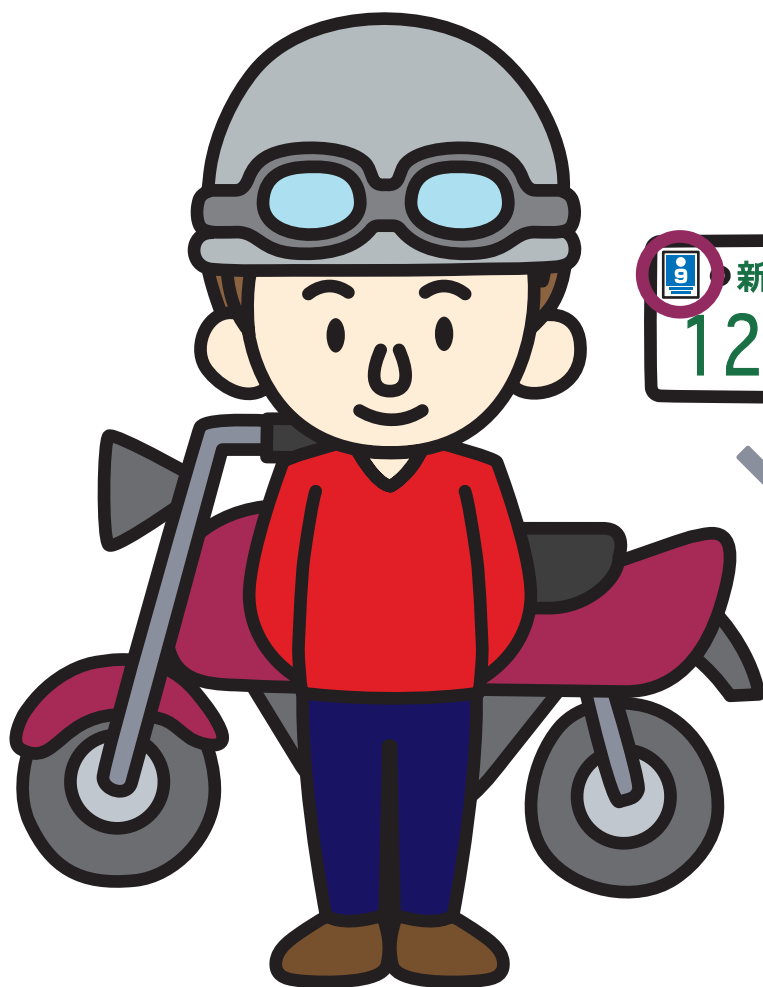
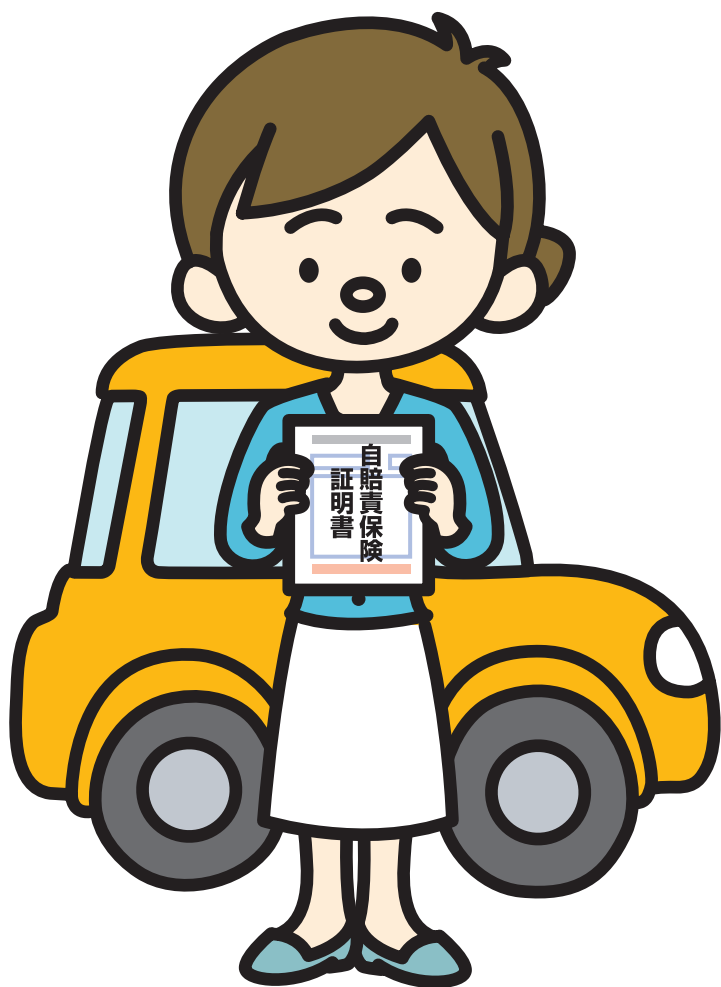


自賠責保険



忘れていませんか？ 自賠責保険。

自賠責保険に ご加入されていますか？



自賠責保険は強制保険です。

安心の第一歩はまず自賠責保険から。自動車損害賠償保障法により、すべての自動車(含むバイク)は自賠責保険に加入することが義務づけられています。



自賠責保険に加入していないと…

未加入の場合は法律等により処罰されます。

自賠責保険に加入しないで運転すると、「50万円以下の罰金」または「1年以下の懲役」(自賠法第86条の3)、さらに違反点数は6点となり、6ヵ月の範囲内での免許停止処分(道路交通法第103条、第108条の33)となります。

車検を受けられません。

車検時には車検期間をカバーする保険期間の自賠責保険に加入している必要があります。

自賠責保険の概要

補償内容 人身事故の場合に限り保険金をお支払いします。



自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者^(注)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限りです。)

(注)被保険者とは、保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者をいいます。保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、自動車損害賠償保障法により「支払基準」が定められています。

		損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害の場合	傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
	後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 ●上記以外の場合、後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 ~ 第14級:最高75万円
死亡の場合	死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円
	死亡するまでの傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円

事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こした時は、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社へ届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者から行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続の詳細については、引受保険会社にご相談ください。

被害者

時効:事故があった日から3年
(死亡の場合は死亡日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した日から、それぞれ3年)

仮渡金

当座の出費をまかなうために前払金として請求できます。
(①死亡の場合:290万円 ②傷害の場合:程度に応じて40万円・20万円・5万円の3段階があります。)

加害者

時効:賠償金を支払った日から3年

本請求

損害がすべて確定した後に請求できるほか、損害が生じた都度、請求することもできます。

以下の内容についてもご確認ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・お支払基準の概要、お支払手続の概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
 - ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
 - ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社へ請求することができます。

■保険金等のお支払いに関する紛争処理制度

自賠責保険の保険金等について、万一にもご納得いただけなかった時のために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の指定を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責保険の保険金等のお支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

電話番号(フリーダイヤル) 0120-159-700

詳しくは、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構ホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)をご覧ください。この機関のほかにも交通事故に関する相談を受け付けている機関があります。詳しくは引受保険会社までお気軽にご相談ください。

■そんばADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)(損害保険全般)

自賠責保険を含む損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社^(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や紛争解決の支援業務等を行っています。

(注)一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

電話番号(全国共通)

03-4332-5241

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会ホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/>)をご覧ください。

■個人情報の取扱いについて

引受保険会社等^(注)は、本契約に関する個人情報を契約の履行および管理のために利用する他、自賠責保険以外の商品・サービスの案内または提供のために利用することがあります。また、引受保険会社等との間でその取り扱う商品・サービスの案内または提供のために共同で利用することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや引受保険会社のグループ会社の名称等については、一般社団法人日本損害保険協会ホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)にて各引受保険会社のホームページをご案内しておりますので、ご確認のうえ各引受保険会社ホームページをご覧ください。

※引受保険会社等とは、引受保険会社および引受保険会社の国内外のグループ企業や道路運送車両法や自動車損害賠償保障法で定められている登録情報処理機関などの国内外の提携先・委託先企業をいいます。

■「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

自賠責保険契約は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社の経営が破綻した場合であっても、保険金、返れい金等は全額補償されます。

お申込みは三井住友海上または 取扱代理店へ

保険料例

(本土用(注)、単位:円)

車 種		保険期間	60か月 契約	48か月 契約	37か月 契約	36か月 契約	25か月 契約	24か月 契約	13か月 契約	12か月 契約
自家用乗用自動車			—	—	25,180	24,690	19,070	18,560	12,770	12,250
軽自動車	検査対象車		—	—	25,330	24,830	19,170	18,660	12,830	12,300
普通貨物 自動車	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	—	—	—	—	33,180	32,130	20,220	19,130
		最大積載量が2トン以下のもの	—	—	—	—	30,710	29,750	18,910	17,930
	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	—	—	—	—	45,570	44,050	26,750	25,180
		最大積載量が2トン以下のもの	—	—	—	—	32,260	31,240	19,730	18,680
小型貨物 自動車	自家用		—	—	—	—	22,060	21,430	14,350	13,710
	営業用		—	—	—	—	28,130	27,270	17,550	16,670
二輪車	250ccを超えるもの		—	—	11,660	11,510	9,800	9,640	7,890	7,730
	125ccを超え250cc以下のもの		15,370	13,560	—	11,700	—	9,780	—	7,800
	一般原動機付自転車(125cc以下)		15,030	13,280	—	11,480	—	9,630	—	7,730
	特定小型原動機付自転車		13,620	12,130	—	10,610	—	9,040	—	7,430

(注) 沖縄県、離島など一部地域については上記保険料例と異なります。

ご契約締結後の ご注意

自動車が譲渡された場合や、保険契約者の住所、ナンバー・プレートがかわった場合など、自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく引受保険会社へ通知していただき、必要書類の提出をお願いいたします。また、自賠責保険は他の保険と異なり、任意に解約することは法律で制限されていますが、自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等には、引受保険会社へ申し出ていただくことにより自賠責保険を解約することができます。

※手続にあたっての必要書類等の詳細については、引受保険会社の窓口までお問い合わせください。

なお、解約日は引受保険会社の窓口に必要な書類を提出し、解約の申し出を行った日となります。また、始期前に解約された場合であっても、保険料の全額をお返しいたすることはできません。詳しくは引受保険会社までお問い合わせください。



任意の
自動車保険も
忘れずに！

自賠責保険は、人身事故のみが補償の対象です。

事故の相手の方の車などに損害を与えた場合や、運転者ご自身がケガをした場合、ご自分の車が壊れた場合などは補償されません。また、人身事故でも、自賠責保険の支払限度額を超える場合もあります。

そんな場合に備えて、



三井住友海上の自動車保険をおすすめします。

(任意保険)



●このパンフレットは、自賠責保険〈自動車損害賠償責任保険〉の概要をご説明したものです。詳細は『自賠責保険のしおり』をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客さまデスク〉 0120-632-277(無料)

こちらから
アクセスできます▶

